議案第57号

つくば市戸籍法及び住民基本台帳法関係手数料条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和８年11月24日

つくば市長　五　十　嵐　立　青

つくば市戸籍法及び住民基本台帳法関係手数料条例の一部を改正する条例

つくば市戸籍法及び住民基本台帳法関係手数料条例（平成12年つくば市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表１の項中「200円」を「300円」に、「150円」を「100円」に改め、同表２の項及び３の項中「200円」を「300円」に改め、同表４の項中「200円」を「300円」に、「150円」を「100円」に改め、同表５の項中「200円」を「300円」に改め、同表７の項中「200円」を「300円」に、「150円」を「100円」に改め、同表８の項中「200円」を「300円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表１の項から５の項まで、７の項及び８の項の規定は、この条例の

施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

（提案理由）

窓口交付の受益者負担の適正化を図るとともに、コンビニ交付への移行を促進し、証明書交付全体の手数料を改定するため、この条例案を提出するものである。

議案第57号資料

つくば市戸籍法及び住民基本台帳法関係手数料条例（平成12年つくば市条例第44号）新旧対照表

改正後

本則・附則　（略）

別表（第２条関係）

項	事務	金額
1	住民基本台帳法第12条第１項の規定に基づく住民票の写しの交付	１件につき300円。ただし、多機能端末機による交付にあっては、１件につき100円
2	住民基本台帳法第12条の３第１項、第２項若しくは第８項又は第12条の４第１項の規定に基づく住民票の写しの交付	１件につき300円
3	住民基本台帳法第15条の４第１項、第３項、第４項又は第５項において準用する同法第12条の３第８項の規定による除票の写しの交付	１件につき300円
4	住民基本台帳法第20条第１項、第３項又は第４項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	１件につき300円。ただし、多機能端末機による交付にあっては、１件につき100円
5	住民基本台帳法第21条の３第１項、第３項又は第４項の規定による戸籍の附票の除票の写しの交付	１件につき300円
（略）	（略）	（略）
7	住民基本台帳法第12条第１項又は第12条の３第１項、第２項若しくは第８項の規定に基づく住民票記載事項証明書の交付	１件につき300円。ただし、多機能端末機による交付にあっては、１件に

改正前

本則・附則　（略）

別表（第２条関係）

項	事務	金額
1	住民基本台帳法第12条第１項の規定に基づく住民票の写しの交付	１件につき200円。ただし、多機能端末機による交付にあっては、１件につき150円
2	住民基本台帳法第12条の３第１項、第２項若しくは第８項又は第12条の４第１項の規定に基づく住民票の写しの交付	１件につき200円
3	住民基本台帳法第15条の４第１項、第３項、第４項又は第５項において準用する同法第12条の３第８項の規定による除票の写しの交付	１件につき200円
4	住民基本台帳法第20条第１項、第３項又は第４項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	１件につき200円。ただし、多機能端末機による交付にあっては、１件につき150円
5	住民基本台帳法第21条の３第１項、第３項又は第４項の規定による戸籍の附票の除票の写しの交付	１件につき200円
（略）	（略）	（略）
7	住民基本台帳法第12条第１項又は第12条の３第１項、第２項若しくは第８項の規定に基づく住民票記載事項証明書の交付	１件につき200円。ただし、多機能端末機による交付にあっては、１件に

		つき100円
8	住民基本台帳法第15条の４第１項、第３項、第４項又は第５項において準用する同法第12条の３第８項の規定による除票記載事項証明書の交付	１件につき300円
（略）	（略）	（略）

		つき150円
8	住民基本台帳法第15条の４第１項、第３項、第４項又は第５項において準用する同法第12条の３第８項の規定による除票記載事項証明書の交付	１件につき200円
（略）	（略）	（略）

議案第 57 号

つくば市戸籍法及び住民基本台帳法関係手数料条例の一部を改正する条例についての説明資料

つくば市市民部市民窓口課

○　制定・改廃の経緯及び内容

約 38 年間据え置いてきた手数料について、交付に要する経費や県内自治体の料金水準等を踏まえ、受益者負担の適正化を図るとともに、コンビニ交付の利用を促進するため、条例を改正するものである。

主な改正内容として、住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票等の交付手数料を、窓口交付（郵送交付を含む。）の場合は 200 円から 300 円に、コンビニ交付の場合は 150 円から 100 円にそれぞれ改定する。

○　他自治体の状況等

県内自治体では、住民票の写し等の窓口交付手数料について、牛久市が 300 円、土浦市が 350 円としている。また、守谷市では令和８年 11 月から窓口交付を 500 円、コンビニ交付を 100 円に改定する予定である。

○　上位計画又は関連計画等

特になし。

○　根拠法令及び関係法令等

特になし。

○　条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

証明書の交付に係る受益者負担の適正化を図るとともに、コンビニ交付の利用を促進することで、窓口の混雑緩和及び事務負担の軽減が期待できる。